

東久留米市地区センター指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設

東久留米市地区センター

2. 指定管理者の応募申請件数

2件

3. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名称 社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会

代表者 会長 寺本 亮洞

所在地 東京都東久留米市滝山4丁目3番14号

4. 選定理由

提出された書類による事業計画審査（※）及び団体審査、並びにプレゼンテーションによる総合評価を実施した結果、その合計点が他社より優れていたことによる。

- （※）（1）市民の平等・公平な使用の確保（施設の設置目的及び管理方針との合致、平等・公平な使用の実現手法）
- （2）新たなサービスの創設など市民サービスの向上（サービス向上提案・市民参加及び個人情報保護）
- （3）経費の節減など効率的な運営
- （4）市民への安定的な施設サービスの継続的提供（収支計画の現実性・安定性のあるサービス提供、安定的な運営のための人的資源配分、同種または類似施設の運営実績、施設維持管理の安定性、運営の継続性）
- （5）当該施設の設置目的を達成するために必要とする事項（地区センター運営上の基本方針が市の求めに応じているか・総合的な判断）

詳しくは福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係

電話042・470・7777（内線2508）